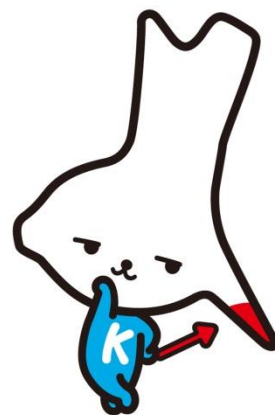


I 神栖の教育



©kamisu city

1 教育委員会

教育委員会は、地方公共団体における教育行政の執行機関として、全ての都道府県、市区町村等に置かれています。地方公共団体が処理する教育、学術、文化に関する事務は極めて広範多岐にわたりますが、これら教育関係の事務は、その性質上、政治的中立の維持と行政の安定性の確保が必要とされています。このため、教育委員会は地方公共団体において首長から独立した合議制の執行機関として設置されることとされました。

教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命します。

教育委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命します。

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は拘禁刑以上の刑に処せられた者は、教育長又は委員になることはできません。

また、地方公共団体の長は、委員の任命に当たっては、年齢・性別・職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないこととされています。

教育委員会構成員（令和7年5月1日現在）



木之内 英一



本間 敏夫



井上 剛



井口 久恵



鈴木 伸洋

職名	氏名	任期	備考
教 育 長	木之内 英一	R5. 3. 23 ～R8. 3. 22	元学校長
委 員 (教育長職務代理者)	本間 敏夫	R5. 3. 10 ～R9. 3. 9	元学校長
委 員	井上 剛	R4. 12. 26 ～R8. 12. 25	会社役員
委 員	井口 久恵	R4. 3. 28 ～R8. 3. 27	元学校長
委 員	鈴木 伸洋	R6. 6. 26 ～R10. 6. 25	司法書士

令和6年度 教育委員の動き

令和6年	4月1日	教職員辞令伝達式
	4月8日	市内小中学校入学式
	5月下旬～中旬	市内小中学校運動会・体育祭
	6月下旬	市内小中学校訪問（前期）
	9月下旬～10月下旬	市内小学校運動会
	10月上旬	市内幼稚園及び小中学校訪問（後期）
	11月15日	神栖市小中学校音楽発表会
	11月18日	茨城県市町村教育委員会連合会教育部長等研修会
	11月23日	わたしの主張発表大会
令和7年	1月12日	はたちのつどい
	1月15日	総合教育会議
	3月11日	市内中学校卒業式
	3月21日	市内小学校卒業式
	3月31日	教職員辞令伝達式

上記のほかに、教育委員会会議の定例会を11回、臨時会を4回開催。

2 歴代教育委員長等

(旧神栖町)

	教育委員長		教育委員長職務代理者		教育長	
	氏 名	任 期	氏 名	任 期	氏 名	任 期
1	高橋隆司	S30.3.1 ～S31.9.30	立花嘉平	S30.3.1 ～S31.9.30	山本左馬太	S30.3.15 ～S31.9.30
2	野口徹三	S31.10.1 ～S32.9.30	池田友一	S31.10.1 ～S35.2.13	渡会英夫	S31.10.1 ～S47.9.30
3	山本左馬太	S32.1.10.1 ～S48.9.30	早見 勇	S35.3.7 ～S39.9.30	沼田 清	S47.10.1 ～S55.9.30
4	沼田 進	S48.10.17 ～S59.5.14	鈴木時蔵	S39.10.1 ～S47.10.4	野口利男	S55.10.17 ～S59.2.29
5	鈴木時蔵	S59.6.28 ～S63.10.15	沼田 進	S47.10.5 ～S48.10.16	細田益次郎	S59.4.1 ～S61.1.21
6	山中 光	S63.10.21 ～H8.10.20	鈴木時蔵	S48.10.17 ～S59.6.27	山本正晴	S61.4.1 ～S63.10.15
7	染谷 昇	H8.10.28 ～H12.6.20	田谷市松	S59.6.28 ～H元.9.30	柳堀 稔	S63.10.22 ～H5.12.1
8	野口 浩	H12.6.28 ～H17.7.31	大槻重衛	H元.10.1 ～H6.9.30	松沢 誠	H6.7.1 ～H8.10.20
9			山本仲衛	H6.10.1 ～H9.9.30	宮沢 宏	H8.11.1 ～H10.9.30
10			石井栄治	H9.10.14 ～H14.9.30	横田正夫	H10.10.30 ～H12.10.27
11			根本良子	H14.10.10 ～H16.10.27	城之内武志	H13.3.23 ～H17.7.31
12			野口芳彦	H16.10.28 ～H17.7.31		

(旧波崎町)

	教育委員長		教育委員長職務代理者		教育長	
	氏 名	任 期	氏 名	任 期	氏 名	任 期
1	木内富夫	S31.10.1 ～S38.4.23	菅崎源一	S35.10.3 ～S38.8.7	泉 豊作	S27.11.1 ～S31.9.30
2	菅崎源一	S38.8.8 ～S40.9.30	鈴木恒治	S57.10.1 ～S61.9.30	原 誠造	S34.10.1 ～S38.8.7
3	鴨川安次郎	S40.10.1 ～S47.9.30	柳川大也	S61.10.1 ～H元.10.8	加藤 徹	S38.8.8 ～S38.9.30
4	太田宗一	S47.10.1 ～S52.9.30	山本重雄	H元.10.9 ～H3.10.3	安藤太郎兵衛	S38.10.1 ～S46.6.15
5	安藤太郎兵衛	S52.10.1 ～S55.2.29	宮本英子	H3.10.4 ～H5.9.30	田向 進	S46.7.6 ～S50.6.30
6	太田宗一	S55.3.21 ～S55.7.9	柳川大也	H5.10.4 ～H12.7.2	菅宮耕三郎	S50.7.28 ～S58.4.29
7	大井公男	S55.7.10 ～S55.9.30	大津英雄	H12.7.3 ～H12.10.4	山口喜久次	S59.10.5 ～H12.10.3
8	根橋庸二	S55.10.8 ～H元.9.30	石田 進	H12.10.5 ～H15.1.31	野中武夫	H13.4.2 ～H17.7.31
9	柳川大也	H元.10.9 ～H3.10.3	野中善文	H15.2.1 ～H15.10.20		
10	山本重雄	H3.10.4 ～H11.9.23	竹内利明	H15.10.28 ～H17.7.31		
11	柳川大也	H12.7.3 ～H12.10.3				
12	大津英雄	H12.10.5 ～H17.7.31				

(神栖市) H17. 8. 1～H29. 3. 22

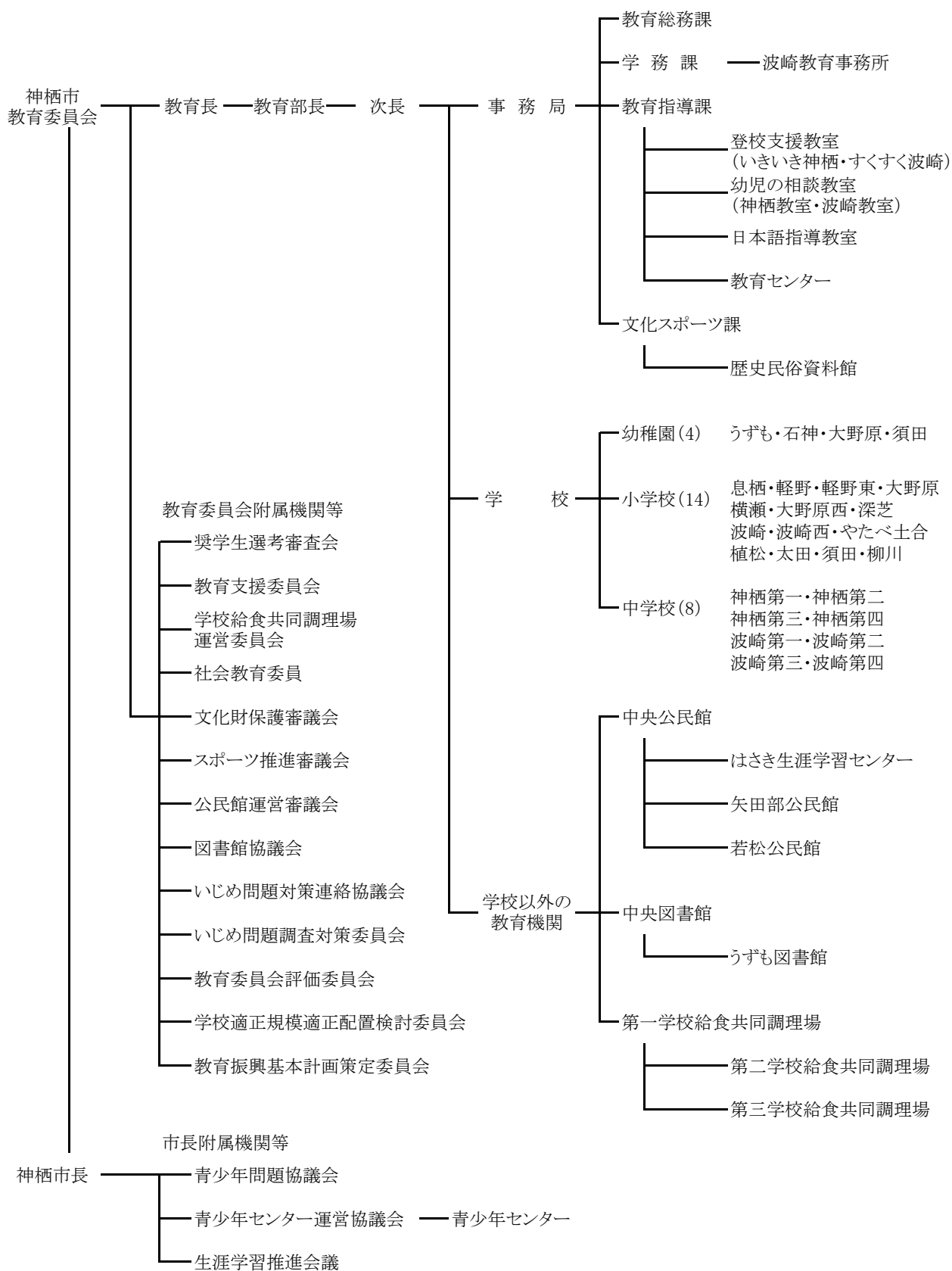
	教育委員長		教育委員長職務代理者		教育長	
	氏 名	任 期	氏 名	任 期	氏 名	任 期
1	野 口 浩	H17. 8. 1 ～H20. 6. 22	野口 芳彦	H17. 8. 1 ～H18. 9. 30	城之内 武 志	H17. 8. 1 ～H17. 12. 5
2	土岐 利勝	H20. 6. 25 ～H28. 6. 22	千葉 全光	H18. 10. 25 ～H26. 3. 27	野中 武夫	H17. 12. 26 ～H19. 7. 31
3	柳川 隆則	H28. 6. 29 ～H29. 3. 22	片岡 光枝	H26. 4. 23 ～H26. 9. 18	新谷 茂生	H19. 10. 2 ～H23. 7. 15
4	—	—	柳川 隆則	H26. 9. 30 ～H27. 3. 8	須田 順子	H23. 10. 1 ～H29. 3. 22
5	—	—	柳川 隆則	H27. 3. 16 ～H28. 6. 22	—	—
6	—	—	伊藤 茂子	H28. 6. 29 ～H29. 3. 22	—	—

(神栖市) H29. 3. 23～

	教育長		教育長職務代理者	
	氏 名	任 期	氏 名	任 期
1	須田 順子	H29. 3. 23 ～H30. 3. 31	柳川 隆則	H29. 3. 23 ～H31. 3. 9
2	新橋 成夫	H30. 4. 9 ～R2. 3. 22	本間 敏夫	H31. 3. 10 ～R5. 3. 9
3	新橋 成夫	R2. 3. 23 ～R5. 3. 22	本間 敏夫	R5. 3. 10 ～R9. 3. 9
4	木之内 英 一	R5. 3. 23 ～R8. 3. 22		

※神栖市では、平成29年3月23日から新教育委員会制度へ移行し、「教育長」と「教育委員」の構成となりました。

3 令和7年度 教育委員会組織機構図



4 令和7年度 教育委員会主要事業

※「令和7年度 神栖市予算の概要」より引用

教育・文化

1-1 就学前教育

所管課	事業名	令和7年度予算額
学 務 課	幼稚園管理事業	421,259 千円
	・幼児教育に係る保護者負担の軽減を図るため、保育の必要性に応じて子どもの預かり保育を利用する場合に保育利用料等を補助するほか、低所得者世帯等の子どもの副食費に対して助成を行う。市内4園の公立幼稚園において、様々な保護者ニーズに対応するべく給食の提供や、預かり保育の実施、英語活動の試行的な導入など、幼稚園の魅力を高め、幼児教育の復興と充実を図る。	
教 育 指 導 課	特別支援教育推進事業	52,441 千円
	・幼児教育相談員（11名）、特別支援教育相談員（2名）及び言語聴覚士（1名）を配置し、親子相談活動を通して特別支援教育の理解啓発に努めるとともに、早期相談・助言を行い、障がいのある幼児がスムーズに就学できるように支援する。また、教育上特別な配慮を必要とする幼児及び児童生徒に対する教育的支援及び支援体制の充実を図る。	

1-2 学校教育

所管課	事業名	令和7年度予算額
教 育 指 導 課	(重) 学力向上推進事業	169,065 千円
	・市費負担教職員（1名）、学習指導補助員（35名）、学習指導補助教員（8名）を小中学校に配置し、ティームティーチング（複数の教員が協力して一定の責任分担のもとに授業を行うこと）など、一人一人を大切にしたいきめ細やかな指導を行うことで、基礎的・基本的な学力の定着を図る。 ・教職員等を対象とした研修会等を実施し、学習指導法の工夫改善に努め、指導力向上を図る。 ・小中学校に図書館指導補助員（22名）を配置し、読書活動の充実を図る。 ・放課後に児童が学習、スポーツ、文化・体験活動等に取り組む場として放課後子ども教室を実施し、心豊かで健やかな児童の育成を図る。 ・児童生徒が将来の見通しをもち、粘り強く学習に取り組むため、市内外の企業・事業所等と教育機関が連携し、意見交換や交流活動を展開する「キャリ☆フェス神栖」を通して、学ぶ意義や働くことの大切さに気づく機会を設定することで、キャリア教育の推進を図る。	

	・小中学生を対象としたブリティッシュヒルズでの宿泊研修や、イングリッシュ・キャンプ及び民間外部検定試験 GTEC の実施により、英語力の向上や国際感覚の育成を図る。 ・部活動指導員（8 名）を配置し、学校の働き方改革や、部活動の地域展開を推進する。	
	登校支援事業	48,127 千円
	・登校支援相談員（10 名）を配置し、不登校児童生徒や保護者への相談活動等を通して、社会的自立に向けた支援を行うとともに、学校と協力して不登校の未然防止を図る。また、中学校に心の教室相談員（8 名）を配置し、生徒の心の悩みやストレスの解消を図る。 ・校内フリースクール支援員（1 名）を神栖第二中学校に配置し、様々な理由で教室へ入ることができない生徒に対し、学校内で援助及び指導を行い、通常授業への復帰を支援する。	
	情報教育推進事業	23,145 千円
	・コンピュータ教育指導員（7 名）を各小中学校に計画的に配置し、ICT 機器の環境整備・教員の指導の支援を行うとともに、児童生徒のコンピュータ活用能力・プログラミング的思考の育成を図る。	
	教育研究推進事業	120,582 千円
	・教員の資質及び能力の向上を目指した研究活動等により、児童生徒の健全な育成や学力の向上を図る。 ・ALT（外国語指導助手）を全校に配置し、担当教員との英語による効果的な指導を実践する。	
学 務 課	奨学資金事業	29,568 千円
	・高校在学者を対象に給与（月額 7,000 円） - 大学、短大等の在学者を対象に貸与（月額 35,000 円）	
	教育ローン利子補給事業	5,289 千円
	・教育資金の借入者に対し、支払利息について補給金を交付 - 対象限度額:300 万円、補給率:利子相当額の 100%以内、補給期間:正規の修学期間	
	要保護、準要保護児童生徒援助費補助事業及び特別支援教育就学奨励事業	26,059 千円
	・要保護、準要保護、特別支援学級の児童・生徒に対し学用品費等を援助（学用品費、新入学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、医療費）	
	教育振興事業	44,484 千円
	・修学旅行、宿泊学習、自然教室の交通費及び宿泊費補助 ・中学生ヘルメット購入費補助 ・部活動費補助	

	(重) コンピュータ活用推進事業	207,564 千円
	・コンピュータ活用教育の充実を図るとともに、学習用タブレット端末等の整備充実を図り、児童生徒の情報教育に資する。	
	小・中学校給食費の無償化	△175,311 千円
	・物価高騰における保護者の経済的負担を軽減するため、令和2年度から引き続き市内の小中学校に在籍する児童・生徒の学校給食費を無償化する。 予算額: 給食費無償化に伴う歳入予算の減額	
教 育 指 導 課 教 育 総 務 課 総 務 課	いじめ問題対策事業	400 千円
	・神栖市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題調査対策委員会、いじめ問題再調査委員会を設置し、いじめ問題に関する施策の推進や関係機関及び団体との情報交換を行う。また、重大事態に係る調査等を行い、いじめ問題を克服することを目指す。	
教 育 総 務 課 第 一 学 校 給 食 共 同 調 理 場	(重) 第一学校給食共同調理場整備事業	58,481 千円
	・施設や整備の老朽化が著しい第一学校給食共同調理場を建て替えし、安全・安心な学校給食の安定的かつ継続的な提供を行う。	
教 育 総 務 課	小学校建設事業	0 千円
	・《R6 繰越事業》大野原西小学校バリアフリー化改修工事 79,068 千円 《R6 繰越事業》深芝小学校バリアフリー化改修工事 64,768 千円 神栖市学校施設に関するバリアフリー化の整備方針に基づき、誰もが安全で安心かつ快適な教育環境の整備を図る。	
政 策 企 画 課	市内県立高等学校包括連携推進事業	17,010 千円
	・市と市内県立高等学校との包括連携協定に基づき、魅力ある学校づくりを目指し、人材育成に寄与する支援体制の構築及び生徒の通学利便性の向上を図る。	

2-1 生涯学習

所管課	事業名	令和7年度予算額
中 央 公 民 館 はさき生涯学習 セ ン タ ー 矢 田 部 公 民 館 若 松 公 民 館	定期講座講習会等事業	16,793 千円
	・中央公民館	定期講座 (38 講座)、市民カレッジ (2 講座)、託児付講座 (9 講座)、レクリエーション事業 (1 事業) の開催
	・はさき生涯学習センター	定期講座 (46 講座)、託児付講座 (3 講座)、レクリエーション事業 (6 事業) の開催
	・矢田部公民館	定期講座 (20 講座)、託児付講座 (3 講座)、文化芸能公演 (3 公演)、レクリエーション事業 (12 事業) の開催
	・若松公民館	定期講座 (32 講座)、託児付講座 (3 講座)、レクリエーション事業 (10 事業) の開催

矢 田 部 公 民 館	矢田部公民館管理運営事業	117,146 千円
	・矢田部公民館は、築40年以上が経過し老朽化・塩害等による経年劣化が進んでいるため、長寿命化計画に基づき外壁等の改修を実施し、安全・安心な維持管理を行う。	
中 央 図 書 館	図書館事業	310,299 千円
	・中央図書館、うずも図書館、公民館図書室（2館3室）の図書・新聞・雑誌の選書、収集、整理、保存、除籍を行い、市民の教養・文化の向上に努める。 ・市民のニーズを踏まえた映像や録音資料の収集及び提供により、市民の教養・文化の向上に努める。 ・学校図書館に対する巡回訪問、実務研修会の開催のほか、図書の購入や選定助言、館内の環境整備の支援を行い、子どもたちの読書環境を向上させる。また、年齢に応じた興味・関心・学習活動に即した図書を取揃え、配本事業を展開するとともに、学校で市立図書館の本を受取る「学校★（ほし）ほんお届けサービス」を行い、子どもの読書活動を推進する。	
文化スポーツ課	社会教育推進事業	36,739 千円
	・学校と地域が一体となって、子ども達を育む環境づくりを推進するため、市内各小中学校に学校運営協議会を設置する。 ・家庭教育学級の開設や各種子育て講座の開催、地域子ども教室等の実施により、家庭や地域の教育力の向上に努める。 ・生涯学習推進計画に基づき、市民の自発的・自主的な学習の促進に取り組む。また、生涯学習情報誌「まなびアイかみす」の編集発行等、生涯学習に関する情報を集約し提供する。 ・自らの力で社会を生き抜こうとする青年を祝い励ますため、満二十歳の市民を対象に式典を開催する。また、対象者自身が式典の企画・運営に参加することで、青年の社会参加と活力ある地域づくりに貢献できる人材の育成を目指す。 （拡）文化芸術の振興と豊かな情操の高揚を図るため、市民の文化芸術活動を支援するとともに、芸術祭等の開催により発表の機会や鑑賞する機会を提供する。また、市民の文化芸術活動を支援するため、文化芸術振興奨励金を交付する。	
	青少年育成事業	5,268 千円
	・青少年の健全育成・非行防止を図るため、関係機関との連携を密にし、啓発活動及び巡回活動等を実施する。 ・子ども会の活動を支援するとともに、交流活動や育成指導者の研修会を実施する。	

2-2 芸術・文化

所管課	事業名	令和7年度予算額
文化スポーツ課	文化センター施設管理運営事業	103,948 千円
	・指定管理者制度の活用により、文化・芸術活動の拠点施設となる文化センターの管理運営を行い、施設を安心して利用できるよう文化センターの計画的な改修及び施設の充実を図る。	
	文化財保護事業	3,467 千円
	・文化財への理解と周知を図るとともに、文化財の保護活動を行い、次世代への継承に努める。	
歴史民俗資料館 (文化スポーツ課)	歴史民俗資料館事業	94,902 千円
	・歴史資料の収集・保管・公開を行い、貴重な文化遺産の散逸を防ぐとともに館の充実を図る。また、常設展示の工夫や企画展・伝承教室の開催によって、市民の歴史に対する意識の高揚を図る。 ・エレベーターは設置後30年以上経過していることから、更新工事を実施し、来館者の安全を確保するとともに、利便性の向上に努める。	

2-3 スポーツ・レクリエーション

所管課	事業名	令和7年度予算額
文化スポーツ課	スポーツ推進事業	27,407 千円
	・スポーツ団体への活動支援や指導者の育成を行うとともにスポーツイベントの開催や地域スポーツ活動の支援をすることにより、スポーツのまちづくり、市民の健康増進と体力づくり、青少年の健全な心身の育成を図る。	
	かみす防災アリーナ運営事業	906,370 千円
	・地域の防災拠点と位置づけるとともに、平常時には安全・安心な環境の中で、スポーツ等を通じた市民の健康づくりに寄与し、プロスポーツ大会や、各種イベントを誘致することにより、市の中心部にふさわしい賑わいの創出を図る。	
	運動施設管理運営事業	496,095 千円
	・指定管理者制度の活用により、市民ニーズに即した効果的な管理運営を行い、市民が快適に安心して利活用できるよう、計画的に改修や更新を進め、スポーツ施設の充実を図る。	
	運動施設整備事業	0 千円
	・《R6 繰越事業》波崎体育館特定天井改修工事 117,260 千円 《R6 繰越事業》波崎体育館浄化槽設備改修工事 49,436 千円 老朽化した波崎体育館の競技場の天井及び浄化槽設備の改修を実施し、利用者の安心・安全かつ快適な施設環境を確保する。	

※（重）…重要政策

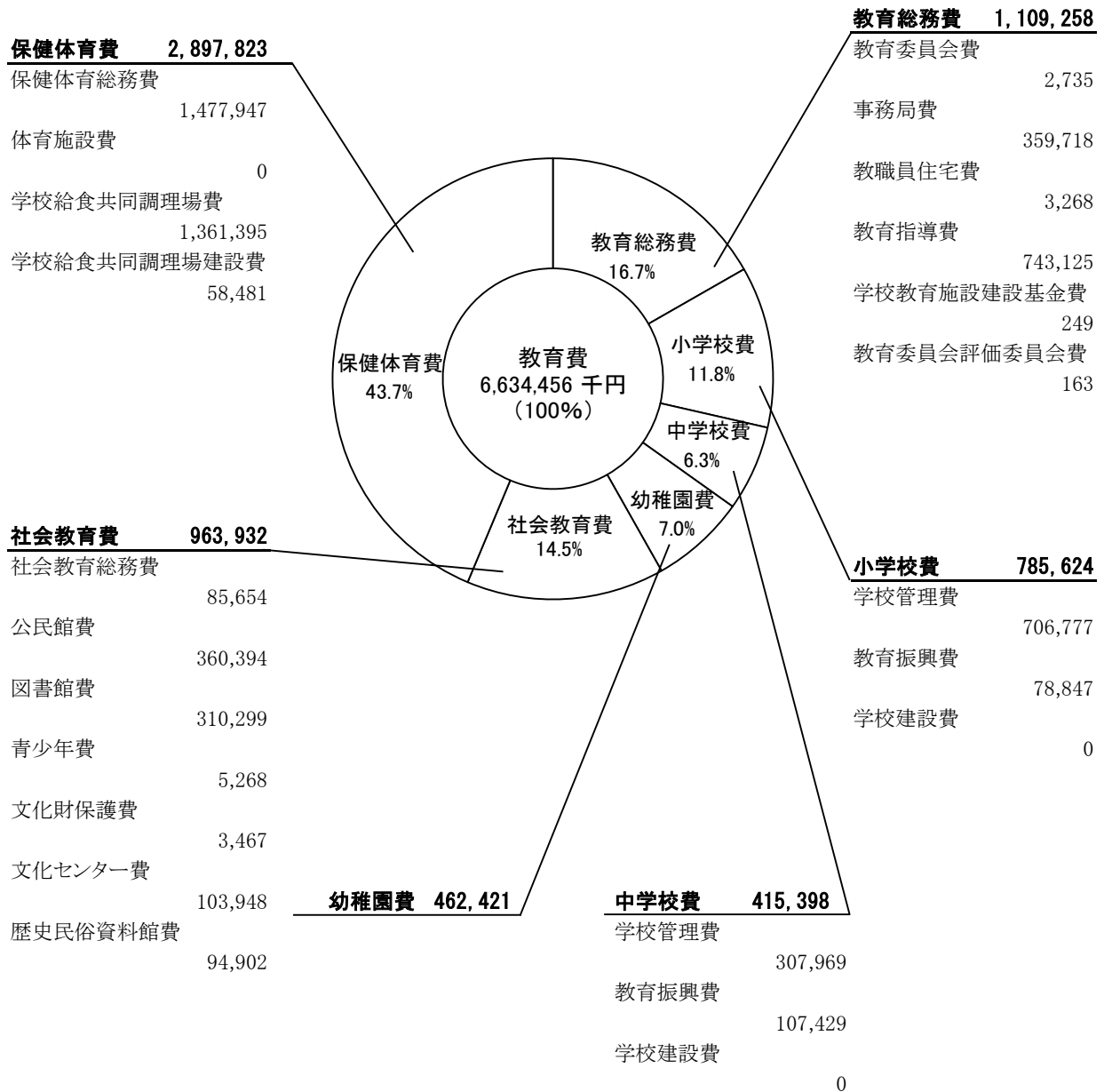
※（拡）…拡大事業

5 令和7年度 教育費の構成（当初予算）

令和7年度の教育予算（当初予算）は、66億3,445万6千円で、市の一般会計予算447億4,213万円の14.8%を占めています。

本年度の主な教育施策事業費は次のとおりです。

単位：千円



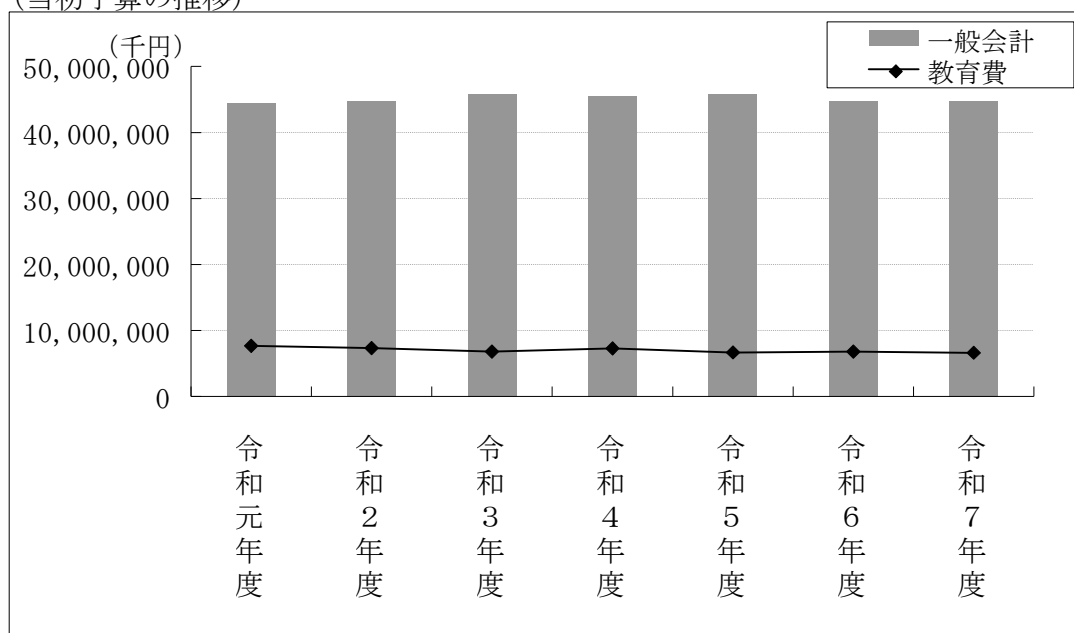
※小数第二位は四捨五入

一般会計予算と教育費の推移

(単位：千円)

年度	当初予算			決算額		
	一般会計	教育費	比率	一般会計	教育費	比率
令和元年度	44,459,000	7,695,202	17.3%	44,333,648	7,180,789	16.2%
令和2年度	44,758,000	7,331,966	16.3%	55,881,552	6,350,911	11.3%
令和3年度	45,891,000	6,825,713	14.8%	48,077,687	6,611,996	13.8%
令和4年度	45,500,000	7,285,911	16.0%	48,412,623	7,651,403	15.8%
令和5年度	45,913,000	6,681,341	14.6%	46,382,628	6,495,914	14.0%
令和6年度	44,715,000	6,817,041	15.2%			
令和7年度	44,742,130	6,634,456	14.8%			

(当初予算の推移)



6 教育委員会点検・評価

(1) 点検・評価の目的

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価の制度化に関する事項が設けられました。

これにより、平成20年度から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に提出するとともに、市民に公表することで市民への教育行政の説明責任を果たすことが義務付けられています。

これを受け、神栖市教育委員会では、毎年、「神栖市教育振興基本計画」の施策ごとに点検・評価を実施し、その結果に関する報告書を議会へ提出するとともに、市のホームページで公表しています。

なお、この点検・評価を行うにあたっては、教育に関し専門的知識及び経験を有する方の知見の活用を図るため、神栖市教育委員会評価委員会からご意見をいただいています。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）】

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 神栖市教育委員会評価委員会委員

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

氏 名	備 考
花ヶ崎 圭一郎	社会教育指導員 元公立学校長
辻野 博勝	学校教育指導員 元公立学校長
田山 さち子	元保育所長
伊藤 恵子	元教育事務所長

7 神栖市いじめ防止基本方針

(1) 方針策定の意義

いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

このことから、神栖市では、「いじめ防止対策推進法」及び「茨城県いじめ防止基本方針」を踏まえ、児童生徒の心身の健全な育成を図るとともに、その生命及び身体をいじめから守り、児童生徒の尊厳を保持することを目的として、平成26年10月に「神栖市いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

今後も、「神栖市いじめ防止基本方針」に基づき、学校・地域住民・家庭その他関係機関と連携し、いじめ問題を克服することを目指して取り組んでまいります。

(2) 神栖市の主な取組（令和6年度）

- ・「神栖市いじめ問題対策連絡協議会」の開催（年2回）
- ・社会教育指導員による電話相談「教育に関する悩みの相談室」
- ・学校におけるいじめ対策についての助言と支援
- ・特別教育相談員、特別支援教育相談員の派遣
- ・心の教室相談員の派遣（中学校）

(3) 学校の主な取組（令和6年度）

- ・学校いじめ防止基本方針の改善
- ・いじめの未然防止、早期発見、早期解消に向けた取組
- ・校内研修の実施（いじめ発見の方法・工夫、校内指導体制の確認等）
- ・道徳教育の充実
- ・人権教育の推進
- ・ハイパーQUの実施（※）
- ・生活アンケートの実施、いじめのチェックリストの活用
- ・教育相談の実施
- ・いじめ撲滅フォーラム
- ・SOSの出し方に関する教育
- ・オンライン相談窓口の設置
- ・心の健康観察の活用

※ハイパーQU:「Hyper Questionnaire Utilities よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」学校生活意欲、学級満足度、ソーシャルスキルの3つの尺度で構成

8 総合教育会議

(1) 設置趣旨

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、市長・教育委員会により構成される「総合教育会議」の設置が義務付けられました。

総合教育会議は、教育に関する予算の編成・執行や条例提案などの重要な権限を有する市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としています。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）】

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

(2) 会議の開催状況

平成27年度

5月13日	・神栖市総合教育会議の運営について ・神栖市総合教育会議の概要について ・神栖市の教育に関する大綱の策定について ・今後の会議について
8月25日	・学校の適正規模・適正配置について ・神栖市のいじめ・不登校・体罰の現状について
11月18日	・平成28年度教育委員会重要政策(案)について ・就学支援・貧困対策について
2月25日	・人材育成について ～地元神栖を支える人材をどのように育成していくか～

平成28年度

7月25日	・学力の向上に関する施策 ～学力向上プロジェクトの取組について～
10月25日	・スポーツ人材の育成について
2月20日	・家庭教育のあり方について

平成29年度

9月27日	・「学力向上フォーラム」の成果と課題
1月31日	・市内の高校のあり方について ・神栖市のいじめの現状について

平成30年度

10月31日	・神栖市の放課後対策について ～放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な運営を目指して～
--------	--

令和元年度

7月31日	・市内小中学校のICT環境の整備と活用について
-------	-------------------------

令和2年度

8月25日	・生涯学習事業の教育委員会への移管に関する検討について
-------	-----------------------------

令和3年度

8月6日	・コミュニティ・スクールについて
------	------------------

令和4年度

10月26日	・部活動改革について
--------	------------

令和5年度

1月17日	・コミュニティ・スクールについて
-------	------------------

令和6年度

1月15日	・神栖市立学校二学期制について
-------	-----------------

